１０月定期総会　会議録

会議の開催日時　　令和８年１０月９日（金）１３時３０分　～　１４時３０分

会議の開催場所　　彦根市役所　５－１、５－２会議室

会 議 の 内 容

議第３４号　農地法第３条第１項の規定による許可申請

議第３５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請

出席した農業委員および役員は下記のとおり

１　大野　勝美	11　辻　毅
~~2　月田　晴男~~	12　澤田　明子
３　古川　利博	13　北村　正敏
４　田中　重和	14　奥居　善則
５　田中　金二(会長)	15　辻野　久和(A ブロック長)
６　松宮　秀治	16　疋田　菜穂子
７　中村　義浩	17　中村　章範
８　田附　隆司	18　松林　孫三
~~9　吉岡　巳津夫~~	19　澤田　勘一(副会長)
10　伴　孝子(副会長)	小林　爲夫(B ブロック長)
	髙田　克己(C ブロック長)

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

７　髙﨑　勝　　８　疋田　喜久夫　　２１　百々　明雄

会議に欠席した農業委員

２　月田　晴男　　９　吉岡　巳津夫

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長　橋本　邦彦　　副主幹兼農地係長　安賀　喜博　　副主査　八木　貴大

当日の記録係

副主幹兼農地係長　安賀　喜博

○　議長（田中　金二）

定刻となりましたので、ただいまから１０月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

（　会長挨拶　）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

２　月田　晴男　委員　　９　吉岡　巳津夫　委員

から欠席の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

７　髙﨑　勝　委員　　８　疋田　喜久夫　委員　　２１　百々　明雄　委員

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。８番　田附　隆司　委員、１１番　辻　毅　委員にお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

（　会長経過報告　）

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を１０月２日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○　古川　利博　委員

（　現地調査立会報告　）

○　議長（田中　金二）

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○　事務局（安賀　副主幹）

議第３４号　農地法第３条第１項の規定による許可申請

議第３５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請

でございます。

○　議長（田中　金二）

【３条申請審議】

それでは、議第３４号農地法第３条第１項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○　事務局（安賀　副主幹）

３条　１番案件

１番案件の申請地は、農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる青地となっており、荒神山の南側に位置します。

譲渡人は、農地の適正管理が困難であると考えておられたところ、これまでから申請地の耕作を依頼されてきた譲受人との間で売買する話がまとまったものです。

譲受人は、経営面積が 101 ヘクタールを超える認定農業者であり、すでに申請地を耕作されていることから、常時従事要件に抵触する恐れはございません。

また、地域計画においても、将来の耕作者として譲受人が位置付けられており、整合性が保たれていることを確認しています。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいており、地域との調和要件も問題はありません。

○　議長（田中　金二）

ただいまの件について　髙﨑　勝　推進委員、何かコメントがあればお願いします。

○　髙﨑　勝　推進委員

特にありません。

○　議長（田中　金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－　異議なし　－

○　議長（田中　金二）
異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○　事務局（安賀　副主幹）
３条　２番案件
続きまして２番案件です。申請地は農業振興地域内の農用地区域外、いわゆる白地となっており、甲崎町集落内に位置します。
譲渡人は、遠方に居住しており、高齢となり住宅を売却するのにあわせて、集落内に所有する申請地を売却したいと考えておられたところ、住宅を購入して借家から転居しようとされている譲受人との間で売買の話がまとまったものです。
譲受人は、申請地に近接する住宅に転居された後、申請地で家庭菜園をされる予定となっており、常時従事要件に抵触する恐れはございません。
さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいており、地域との調和要件も問題はありません。

○　議長（田中　金二）
ただいまの件について　百々　明雄　推進委員、何かコメントがあればお願いします。

○　百々　明雄　推進委員
特に問題ありません。

○　議長（田中　金二）
ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－　異議なし　－

○　議長（田中　金二）
異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○　事務局（安賀　副主幹）
３条　３番案件
続きまして３番案件です。申請地は、農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる青地となっており、薩摩町交差点の北東に位置します。

譲渡人は、高齢のため農地の適正管理が難しく、処分を考えておられたところ、これまでから申請地の耕作を依頼されてきた譲受人との間で売買する話がまとまったものです。

譲受人は、経営面積が６ヘクタールを超える認定農業者であり、すでに申請地を耕作されていることから、常時従事要件に抵触する恐れはございません。

また、地域計画においても、将来の耕作者として譲受人が位置付けられており、整合性が保たれていることを確認しています。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいており、地域との調和要件も問題はありません。

○　議長（田中　金二）

ただいまの件について　百々　明雄　推進委員、何かコメントがあればお願いします。

○　百々　明雄　推進委員

特に問題ありません。

○　議長（田中　金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－　異議なし　－

○　議長（田中　金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【５条申請審議】

続きまして、議第３５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○　事務局（八木　副主査）

５条　１番案件

転用目的は庭で、贈与による所有権の移転を伴います。

譲受人は自宅の裏という位置関係もあり、30年以上前から申請地を管理されておられたそうです。譲渡人は、その当時から県外在住であり、今後も三津屋町に居所を構える見込みはないことから、この度贈与したいという話がまとまったものです。

申請地は、三津屋集落の南東側、周囲を宅地に囲まれている市街化調整区域内、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地農地にあたります。

まず立地基準につきまして、先ほど申し上げましたとおり申請地は、住宅に囲まれているような位置関係になりますので、住宅が連たんする区域内にあるとして第３種農地に分類されます。第３種農地は原則転用が可能となります。

現地写真です。顛末案件で、すでに埋めたてられています。今年の春に亡くなられた譲受人のご主人さんが長年畑として管理されていたということですが、亡くなられて以降は管理が難しく、隣接地でのカーポート建設に合わせて防草のため砂利で覆ってしまったとのことです。

一般基準について、利用計画としましては、土地全体を現況のまま管理されます。今後の土地の利用形態として一番近いことから庭としております。周辺農地への被害防除措置等について、一部遊休農地となっている畑に面してはおりますが、境界ブロックが入っていますので、特に影響はないものと思われます。三津屋土地改良区の受益地外であることを確認しておりますほか、各種必要な書類の添付もいただいております。また、譲受人の顛末書も添付していただいており、今後農地法を遵守する旨お約束をいただいております。これらのことから、一般基準についても問題無いものと思われます。

○　議長（田中　金二）

ただいまの件について　疋田　喜久夫　推進委員、田中　重和　委員　何かコメントがあればお願いします。

○　疋田　喜久夫　推進委員

特に問題ありません。

○　田中　重和　委員

特に問題ありません。

○　議長（田中　金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

推進委員も含めた審議案件は以上となります。推進委員の皆さんは、ご退席いただいても構いませんし、またご都合が許す方については引き続き定期総会にご参加いただいても構いません。

－　推進委員退室　－

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○　事務局（八木　副主査）

――――　事務局から報告――――

○　議長（田中　金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○　事務局（八木　副主査）

――――　事務局から報告――――

○　議長（田中　金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ、続きまして、その他「令和９年度彦根市農業施策に関する意見書」について、伴副会長からご説明いただきます。

――――　伴副会長　説明および意見交換　――――

○　議長（田中　金二）

特によろしければ、これをもちまして、１０月定期総会を閉会させていただきます。本日はご苦労様でした。